

独立行政法人国立病院機構の平成24年度長期借入金について

独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するために行う病院の更新築整備に必要な資金について、以下のとおり財政融資資金の借入れを行うものである。

【平成24年度借入額】

借入額 (累計額)	25,000百万円 (25,000百万円)
借入時期	平成25年3月28日
区分 (使途)	財政融資資金 (施設整備)
償還期間	25年(うち据置5年)
借入利率	借入日の借入金利による(10年金利見直し) (参考)H25.2.14時点の金利:0.8%

【平成24年度計画額】

計画額	29,100百万円
区分 (使途)	財政融資資金 (施設設備整備)

(参考1)

独立行政法人国立病院機構法(平成14年12月20日法律第191号)(抄)

(長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券)

第十六条 機構は、政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人国立病院機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

国立病院部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱いについて

- 国立病院機構の長期借入金及び債券発行について、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（独立行政法人国立病院機構法第16条第3項）。
また、当該長期借入金及び債券の償還計画についても、毎事業年度、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（独立行政法人国立病院機構法第18条第2項）。
- 長期借入金及び債券発行については、通常、年度中数次にわたって行われることから、個別の認可の都度、部会の意見をいただく形に代えて、第3回国立病院部会における了承の下に、以下のような取扱いとすることとしている。

【国立病院部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱い】

① 年度を通じた「長期借入金計画」及び「債券発行計画」について、あらかじめ、部会の了承をいただく（これらの「償還計画」と併せて審議）。



② 長期借入金及び債券発行の個別の認可に際しては、部会長において、部会が了承した長期借入金計画及び債券発行計画の範囲内のものであることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。
また、当該了承事項については、直近の部会において報告する。



③ 仮に、長期借入金計画及び債券発行計画の範囲を超える事態が生じた場合には、改めて部会で審議をいただくこととする。

※ 長期借入金及び債券発行に係る意見については、厚生労働省独立行政法人評価委員会令、同運営規程等に基づき、部会の議決を評価委員会の議決とする事項とされている。